人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣菅直人は、十月三日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣菅直人は、アメリカ合衆国へ出張のところ十月五日帰朝した。

文部科学省

滝澤　悦貞
願により独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事を免ずる（九月三十日）

秋山　深雪
独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事に任命する（十月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十月五日午後六時十分御出門、映画「レオニー」ジャパンプレミアを御鑑賞のため、有楽町朝日ホール（千代田区）へ行啓、同九時三十二分還啓になった。

御答電

天皇陛下から八月六日ハンガリー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十八日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

大阪法務局所属公証人藤野千代麿は願により公証人を免ぜられた。
岩永建保は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人中村雅臣の後任を命ぜられた。（以上九月三十日）（法務省）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月八日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年十一月十六日　午後二時から
三　場所　十和田商工会館大会議室（青森県十和田市西二番町四番十一号）
四　事案の要旨
1　未普及供給区域の見直しによる供給区域の変更（十和田市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに十和田ガス株式会社（青森県十和田市大字赤沼字下平五七七）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「十和田ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して平成二十二年十月二十五日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び第一号1の事案については「十和田ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月二十五日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

記載

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月八日

関東経済産業局長　内山　俊一

一　件名　富岡市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年十一月一日　午後二時から
三　場所　富岡市役所三階大会議室（群馬県富岡市富岡千四百六十番地一）
四　事案の要旨
1　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び富岡市ガス水道局（群馬県富岡市富岡千四百七十七番地一）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「富岡市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月十八日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「富岡市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月十八日までに関東経済産業